

婦人労働資料	C
00	h
	7

婦人労働
一般
15

婦人労働資料第十号

昭和二十六年一〇月

婦人に適した職場施設改善運動

結果報告書

労働省婦人少年局



昭和二十六年一月一日

正誤表

頁行	誤	正	頁行	誤	正
3 5	鳥取県	鳥取県会議	19 22	衛生管理者側意見	衛生管理者側意見
4 10	理想	理想	10 6	汚染病	汚染病
14 14	生理	生理日	11 11	労働者側会議	労働者側意見
5 16	「女子の……」	女子の……	17 7	空白	空白
7 4	右の各号により	左の各号により	33 9	労働者側	労働者側
8 8	使用者側会議	使用者側意見	16 10	使用者側	使用者
7 7	基準	基準試案	33 10	本箱	本箱
8 8	衛生管理者会議	衛生管理者側意見	33 10	衛生管理者へ	衛生管理者へ
9 8	使用者側会議	使用者側意見	39 10	北海道庁	北海道庁会議
10 12	衛生管理者側会議	衛生管理者側意見	40 12	衛生管理者	衛生管理者
11 7	使用すること	使用すること	43 14	労働者より	労働者から
11 8	微温湯	微温湯	44 14	衛生管理者より	衛生管理者から
11 8	基準	基準法	45 14	衛生管理	衛生管理
13 8	石川県議	石川県会議	51 6	革場	革場
14 9	便所増設	便所施設	59 1	改善	改善
15 9	事業	事業場	60 1	衛生面	衛生面
16 3	岡山県	岡山県会議	61 2	空白	空白
17 3	徳島県	徳島県会議	61 3	日本銀行下田支局	日本銀行下田支局
18 14	睡眠	睡眠			

はし ぎ

この報告書は、昭和二六年二月一日から一五日までの間に、婦人少年局主催のもとに、全国的に行われた「女子の取場施設改善促進運動」の結果を婦人少年局地方取場施設の報告にもとずいてとりまとめたものです。

この報告書には、この運動の際、取場室が開催した労働者、使用者、衛生管理者の各代表者会議における婦人にふさわしい取場施設実現のための諸意見や、「女子の取場施設についての勧告基準草案」に対して各地方でねられた結果などがとりまとめられてあります。

これらの御意見の中には、相当つよく今後この運動を継続することと促しておられるものがあります。ここに、ひとまずこの運動の結果を御報告して、今後婦人の取場施設改善をすすめるための一段階にいたしたいものと存じます。

労 働 者

昭和二六年 十月

婦人少年局

女子の取場施設改善促進運動結果報告

- 一、女子の取場施設についての勧告基準試案に対する意見
- 二、女子にふさわしい取場施設の實現について
- 三、本運動の結果促進された施設改善計画の具体的内容について
- 四、婦人のための適切な取場施設を有する事業場について 事業場一覧表
- 五、女子の取場施設についての実情調査（別刷）

一、女子の職場施設についての勧告基準試案に対する意見

この意見は、女子の取場施設改善促進運動期間中に催された各都道府県会説において討議され、意見をとりまとめたものです。

目 次

- 一、試案を提示することについての意見
- 二、試案提示の方法についての意見
- 三、試案についての全般的意見
- 四、各事項についての意見

この試案に対する全般的意見
一、試案を提示することについての意見

労働者側意見

1. この勧告基準試案は、施設改善の指針となり、非常にのぞましい。(徳島県、香川県、佐賀県、袖奈川、山梨県、鳥取県)

2. 勧告基準試案は、労働者側にとつて施設改善のために非常によい案がある、経営者は、これによつて、女子の取場の施設改善に関心をもちてほしい。(茨城県会議)

3. この勧告基準に示されている基準を使用者側に要望しても全費の面を受入れられない場合が多く、また、このように女子に関した要求を提案すれば女子の取場は狭められてくるのではないかとの意見があり、この勧告基準試案はひとつの理想にとどまると考えられる。(福岡県会議)

使用者側意見

4. この勧告基準試案は女子の取場施設改善の指針として非常によい。使用者としてはこの基準をもつて、施設改善の実施を考慮したい。(静岡県、千葉県、宮崎県、福岡県、香川県、岩手県会議)

5. 大企業ではこの基準のせんにそうすることが出来るが、中小企業では、基準試案は理想であつて、現実的にこれにそうことが困難である。(宮崎県、山口県、高知県、鳥取県、宮城県、愛知県会議)

衛生管理者側意見

6. この勧告基準試案は、使用者に女子の取場施設についての関心をもちたせ、施設改善の促進によい指針となる。(岩手県、静岡県、香川県、宮崎県、福岡県会議)

(3) 二、試案提示の方法についての意見

労働者側意見

1. 「勧告基準試案」はこれを施行令とすべきである。(茨城県会議)

2. 勧告基準試案は、非常によい資料があるので、できるだけ多数を配付すべきこと。(静岡県、新潟県会議)

3. この勧告基準試案に女子に個々の施設だけを具体的に提示されたい。(島根県、長野県会議)

4. この基準試案中の名施設については、業種別、規模別にその基準を提示されたい。

使用者側意見

5. この勧告基準の各施設の各々の項を、業種別に提示されたい。(長野県会議)

三、試案についてこの全般的意見

労働者側意見

1. この勧告基準試案の各項目をもつと具体的に提示されたい。(静岡県、新潟県会議)

2. この勧告基準試案のなかに託児所施設の項を附加すべきこと。(鳥取県会議)

衛生管理者側意見

3. 勧告基準試案のなかに、作業場、冬季の暖房についての項をうたうべきこと。(北海道庁会議)

4. 生理に対する施設について、さがるに使用しやすいやうに具体的に提示されたい。(鳥取県会議)

5. 勧告基準試案の各施設の項を具体的に提示されたい。(佐賀県、長野県、愛知県会議)

6. 「女子の取場施設についての勧告基準試案の「勧告」の表現を「ありかたについて」と、やさしく表現してほしい(東京都会議)

使用者側意見

7. 「...すること」、「...がのぞましい」と二通りに表現してあるが、「のぞましい」の表現は、

削除すること。「東京都会議」

四、各項目についての意見

床

労務者側意見

- (1) この基準を適用する床については、單に立業に従事する作業場の床についてはばかりでなく座業に従事する床についても考慮すべきこと。(京都府会議)

1 に対する意見

- (2) 土間についても、その措置を考慮すべきこと。(奈良県会議)
(3) 床は、板ばりにすべきこと。(石川県会議)
(4) 1項において「床は板ばり又はすのこ」の次に「箆」を挿入すべきこと。(京都府会議)

その他の意見

- (5) 床の頂に、はきものの設備の頂を附加すべきこと。(徳島県会議)
- 使用者側意見

- (1) 「立業に従事する作業場の床の……」の「立業に従事するしを削除すべきこと。(茨城県会議)」
(2) 「立業に従事する作業場の床は……」の「床」を「場所」にすること。(埼玉県会議)

備

一 床

考

○ 立業に従事する作業場の床は、石の番号により構成すること。

1 床は板ばり又はすのこととし、床がコンクリートである場合においては板ばり、すのこ板を備えること。但し、湿潤のおそれのある作業場は排水の必要のある場合においては、すのこその他適当な措置を講ずること

(3) 立業が断続的業務の場合の措置を明らかにすべきこと。(埼玉県会議)

ノに対する意見

(1) 「床がコンクリートである場合、その二板を備えること」の「その二板」を備えることは、ごみが入り不潔であること、殊に炊事場に備えること不可能である。(京都府会議)

(2) 床は板ばりにすべきこと。(石川県会議)

その他の意見

床の頂に はきものの設備の頂を附加すべきこと。(埼玉県会議)

衛生管理者側意見

ノに対する意見

(1) 床がコンクリートの場合板ばり、すの二板の敷物を備えること。

床の敷物については、業種別と一般的に規定しないで施設別に考慮すべきこと。(東京都会議)

(2) 「すの二板」は安全衛生上、よい敷物とはいえない。(岡山県会議)

(3) 土間についてもその措置を考慮すべきこと。(埼玉県会議)

(4) 床は板ばりにすべきこと。(石川県会議)

その他の意見

(5) 床の頂に はきものの設備の頂を附加すべきこと。(徳島県会議)

椅子

労働者側意見

- (1) 「就業中しほしは坐る機会のある……」の「しほしは」を削除すること。(奈良県会議)

／＼に対する意見

- (2) 一項に「販種に適した」の字句を挿入すること。(熊本県会議)
(3) 「ござるだけ背のついた……」の「ござるだけ」を削除すべきこと。(茨城県会議)

使用者側会議

- (3) 「大部分の労働時間が立業で占められている業務に従事し、就業中しほしは坐る機会のある労働者」と基準にうたつてあるが、「立業で占められている業務」について、具体的に項目を明記すべきこと。(京都府会議)

／＼に対する意見

- (4) 「掛心地のよい椅子」の「椅子」はどんな椅子をいうのか、これについて具体的にうたふこと。(東京都会議)
(5) 「身長に適した椅子」とうたつてあるが、身長の違いにより何々に設備することは困難であること。(島根県会議)

○

大部分の労働時間が立業でしめられ、坐る業務に従事し、就業中しほしは坐る機会のある労働者に對しては左の各号によつて椅子を設けること。

／＼ ござるだけ背のついた掛心地のよい身長に適した椅子を設けること。

2. に対する意見

- (16) 便利な位置に椅子を設けることは、業種、作業工程によつて危険な場合があるのか。椅子の位置については、考慮すること。(高知県議)

3. に対する意見

- (17) 「労働者が有効に利用出来るもの……」の「有効に利用出来る」と「必要に応じた数」にすること。(新根県会議)

衛生管理者会議

- (18) 椅子の設備については、作業で占められている業務に従事する椅子ばかりでなく、座業で占められている業務に従事する労働者の椅子についても考慮すべきこと。(東京都会議)

- (19) 椅子を設けることは、業種又は作業工程等によつて、一律に考慮することは困難であるので、椅子を設備することについて、具体的にうたうこと。(石川県会議)

2. に対する意見

- (20) 2項の項目は常識で、考慮すべきものであるからこれを削除すること。(山口県会議)

飲用水施設

労働者側意見

4. に対する意見

2. 便利な位置に設けること。

3. 椅子の数は、労働者が有効に利用できるものとする
こと。

4. 常に清潔を保持すること。

(1) 「常に清潔を保持すること」の次に「保持する施設とすること」を挿入すべきこと。(茨城県会議)

5 に対する意見

(2) 「高温の作業及び重労働の作業に従事する労働者に対しては」の項は、女子が高温の作業に従事することは禁止されているので削除すべきこと。(岡山県会議)

(3) 「食塩を与えること」の「与える」を「食塩を常置すること」にすべきこと。(熊本県会議)

6 に対する意見

(4) 飲用の場合に「共同のコップは」の次に「なるべく」を挿入すべきこと、飲用する場合に共同のコップを用いる時は「常に煮沸・消毒を行うこと」の設備の項を附加すべきこと。(埼玉県・石川県会議)

(5) 飲用水施設のコップは共同はさけること、および、紙製コップを用いることは不適当である、飲用水施設は噴水式とすべきこと。

(石川県・福岡県・島根県会議)

使用看側会議

(6) この基準に適用している飲用水施設は、女子ばかりの問題ではないので特別に女子の施設として、基準を施す必要はないので一項から七項まで全部削除すること。(茨城県会議)

5 高温の作業及び重労働の

作業に従事する労働者に対しては微温湯及び食塩を与えること。

6 共同のコップは避けるこ

と。紙製コップ又は飲用噴水が望ましい。

2. に対する意見

(7) 2. 項は特にのぞましい規定がある。(石川県会議)

5. に対する意見

(8) 飲用水所に紙製コップを附設することは不潔である。(高知県会議)

6. に対する意見

(9) 飲用する場合に、共同のコップはさけて、なるべく、専用コップを使用するようにすべきこと。(岡山県会議)

7. に対する意見

(10) 「労働者が常に利用できる数を……」の「常に利用出来る数を」を「労働者の必要に応じた数」にすること。(群馬県会議)

衛生管理者側会議

2. に対する意見

(11) 飲料水設備の項に「細菌検査」の設備の項を附加すべきこと。(徳島県会議)

5. に対する意見

5. 項の項は、女子に対する有害業務であるので、

(12) 「高温の作業」の「高温」の字句の上に「比較的」を附加すべきこと。(埼玉県会議)

(13) 「高温の作業及び重労働」の項は、女子に禁じられているので、

2. 飲用水は公共団体の水道よ

り供給されるものを使用し、

私設の水源を用いる場合に

は公共団体等の水質検査を

うけこれに合格したものを

使用する。

3. 労働者が常に利用できる

数を設けること。

削除し、「肥田の多い作業に従事する」にすべきこと。(長野県
東京都・茨城県会議)

(44) 5項の項に「必要に応じて永水をおくこと」の設備の項を挿入す
ること。(石川県会議)

(45) 高温の作業及び重労働者に微温を与えることとうたつてあるが、
「微温湯」の字句は具体的にないのび、「蒸沸水」にすべきこと。
(島根県、長野県会議)

(46) 5項の項目は、仕事の施設として標準に反する施設なので、全部
削去すべきこと。(長野県会議)

6. に対する意見

(47) 飲用水所に紙製コップを附設することは、不経済である。(長野
県、愛知県、岡山県会議)

便 所

労働者側意見

1. に対する意見

(1) 便所の位置は、「便利な位置に設けること」とうたつてあるが、
「便利な位置」の字句を具体的にすべきこと。(奈良県会議)

2. に対する意見

(2) 便所の施設の「男女別」は「別棟」とすべきこと。(福島県会議)

1. 労働者の使用に便利な位
置に設けること。

2. 男女別に区別し建物に間
仕切りを設けその出入道路

3. に対する意見

(3) 「便所の数は有効に利用できる」とうたつてあるが、便所の数について、具体的に明示すべきこと。一例をあげると「全時に就業する労働者が百人以下の場合は一五人につき一個、百人以上の場合は二十人につき一個の割合に設けること」。(奈良県会議)

11. に対する意見

(4) 不浸透性の便器は、陶器性にすべきこと。(石川県会議)

14. に対する意見

(5) 便所施設の換気の方法は、「外気に開放された窓」とうたつてあるが、「窓に金網をはることに具体的にうたうこと」。(島根県会議)

その他

(6) 便所の項に、はえ、うちの脱除の設備の項を附加すべきこと。(島根県会議)

(7) 便所の項に、「便所は水洗式なのをほしい」の項を附加すべきこと。(茨城県会議)

使用看側会議

2. に対する意見

は別にし男女別を明示すること。

3. 便所の数は有効に利用できるものとする。

11. 不浸透性の便器を設けること。

14. 換気の方法としては外気に開放された窓が望ましい。

(8) 「男女用に區別し」の次に「なるべく」を挿入すべきこと。(へ京都府會議)

3. に対する意見

(9) 便所の数について、「有効に利用できるもの」とうてつてあるが

具体的に明示すべきこと。(へ京都府會議)

15. に対する意見

(10) 便所施設の掃除に掃除人を備うことは、小企業、事業場では、不

可能である。又掃除人を備う時は事業場の規模別に考慮すべきこと。(へ京都府、石川県議)

17. に対する意見

(11) 17項は、常識的な項目で、特別にうたう必要はない。(へ新潟県會議)

議)

その他の意見

(12) 便所の施設の項に、大便所、小便所を區別した施設の項をうたう

べきこと。(へ新潟県會議)

(13) 便所施設の項に汲取便所の場合の措置の項をうたうべきこと。(へ

山口県會議)

(14) この基準にうたわれている便所施設は、女子ばかりの問題ではない

ので、特別に女子の施設としこの、基準をうたう必要はないの

で、一項から十八項を削除すべきこと。(へ茨城県會議)

15. 掃除人を備うこと。

17. 共同の手拭を使用しては

ならない。

衛生管理側意見

10. に対する意見

(15) 「便池は汚物が土中に浸透せしめるの次に「臭う・光線のなるべく入らないようにすること」を挿入すること。(長野県・静岡県会議)

14. に対する意見

(16) 換気の方法は、「外気に解放されたい」の「解放された」を「解放され得る」にすること及び、「外気に解放されたい」を「金網の窓」とすること。(長野県会議)

12. に対する意見

(17) 12項の項を「流水式の十分な手洗施設を室内に設け清浄な水を供給する」にすること。(岡山県会議)

その他の意見

(18) 便所施設の項に手洗所の消毒施設を設備する項を附加すべきこと。(岡山県会議)

(19) 便所施設の項に便所の位置を具体的にうたうべきこと。(石川県・広島県会議)

(20) 便所施設の項に取扱い便所の場合の措置の項を附加すべきこと。(山口県・石川県・岡山県会議)

(21) 便所の内部の広さについて、うたうべきこと。(福岡県・栃木県会議)

10. 便池は汚物が土中に浸透

しない構造とすること。

12. 流水式の手洗施設を設け、

清浄な水を十分供給すること。

手洗い洗面施設

労働者側意見

- (1) 「女子労働者の多い事業場には、……」の「多い事業場」を「女子労働者のいる事業場」にすべきこと。(佐賀県・坂城県会議)
- その他の意見

- (2) 手洗・洗面所の項に洗面器の設備の項を附加すべきこと。(奈良県会議)

使用者側意見

- (3) 女子労働者の多い事業に、手洗・洗面施設の基準を適用してあるが、「不潔になりやすい仕事に従事する労働者の手洗・洗面施設」の項を挿入すること。(島根県会議)

衛生管理者側意見

- 2. に対する意見
- (4) 手洗い洗面施設の女子専用の施設は、規模が小規模工程・経営困難のあり男女別は必要ない。(奈良県会議)

休養施設

1) 休憩施設

労働者側意見

- 2. に対する意見

- (1) 休憩施設に喫煙用具を附設する基準を適用してあるが、女子施

の女子労働者の多い事業場に
は左の各号により手洗い洗
面施設を設けること。

- 2. 女子専用のものをあつくること。

- 2. テーブル喫煙用具を設けること。

設として特別設備することは、女子に喫煙を奨励と云うようである。休憩所に喫煙用具を設備することと、うたうなら「必要に応じて設ける」ことにすること。(島根県・東京都・岡山県)

4. に対する意見

- (2) 「労働者が有効に利用出来る数」の「有効に利用出来る」を「必要に応じて設けた数」にすること。(奈良県会議)

その他の意見

- (3) 休憩施設の項に、休憩所内の床温・採光の措置の項を附加すべきこと。(奈良県会議)

使用者側会議

2. に対する意見

- (4) 喫煙用具を休憩所に設備することは、女子に喫煙を奨励と云うようであるからこれを休憩所に設けることの項は削除すること。(山口県・東京都・岐阜県・愛媛県会議)

その他の意見

- (5) 休憩施設は男女別にする旨を附加すべきこと。(埼玉県会議)
- (6) この基準は椅子、ベンチ等については基準を定めしているが畳の設備についても考慮すべきこと(長野県会議)

衛生管理者側の意見

2. に対する意見

4. 労働者が有効に利用できる数を設けること。

(7) 喫煙用具は、特別に仕子の施設として、設備する必要はない。(へ岡山県、石川県会議)

(8) 喫煙用具を休憩所に設備する必要はないとの意見に反対であること。その理由は、喫煙用具の設備があれば火災防止のためにもよいこと。(東京都会議)

その他の意見

(9) 休憩所の頂に、冬の暖房・採光・換気の設備の項を附加すべきこと。(岡山県、石川県会議)

(10) 休憩施設の頂に休憩所の広さについて、規模別に具体的に考慮すべきこと。(石川県会議)

(四) 休憩室

使用者側意見

4. に対する意見

(1) 4項は字句の使ひ方に注意して、やわらかく、表現すべきこと。

(へ岡山県、東京都、徳島県)

(2) 生理時の用具は、売店に備えてあるので、休憩室に特別に設備する必要をみとめない。(岡山県、埼玉県会議)

衛生管理者側意見

4. に対する意見

(3) 生理者に必要なる用具は、雌雄別に備えてあるので、休憩室に設け

4. 生理時に必要なる用具及び材料は実費をもつて入手できるとする。

る必要をみとめたい。(長野県・福島県・徳島県会議)

その他の意見

- (4) 休養室を設備することの項は寄宿舎の施設のある事業場では、寄宿舎で休養するので、休養室の設備の項を削除すること。(岡山県会議)

(3) 仮眠所

使用看側意見

1. に対する意見

- (1) 「労働者の使用に便利で便所から適当な距離」とうたつてあるが、使用に便利で便所から適当な距離の「仮眠の位置」を具体的に示すべきこと。(島根県会議)

衛生管理者側意見

その他の意見

- (2) 仮眠所の項に睡眠する場合、ゆつくりと、きもちよく睡眠できる一人当りの睡眠場所の広さを具体的に明示すること。(山口県会議)

七 食事施設

労働者側意見

1. に対する意見

- (1) 「食卓及び坐食の場合の外、労働者が食卓をとるための」の字句は不明瞭である。(島根県・長野県会議)

1. 労働者の使用に便利で便所から適当な距離にある安静な場所に設けること。

1. 食卓及び坐食の場合の外、労働者が食卓をとるための椅子を充分備えること。

その他の意見

- (2) 食事施設の項に食堂の位置は労働者の使用に便利な位置に設備すべき項を附加すべきこと。(奈良県会議)

- (3) 食事施設の項に冬期に幹事をあたためる設備の項を附加すべきこと。(奈良県会議)

使用者側意見

その他の意見

- (4) 食事施設の項に食堂の入口に手洗所を設備する項を附加すべきこと。(山口県会議)

衛生管理者側

- (5) 「食卓及び、坐食」の、字句が不明瞭なのはつきりと表現すべきこと。(長野県会議)

その他の意見

- (6) 食事施設の項に「疾病・感染予防の消毒に留意して設備」の項をうたふこと。(佐賀県会議)

- (7) 食事施設の項に冬期の室内暖房設備の項をうたふべきこと。(富山県会議)

更衣施設

労働者側意見

- (1) 「身体又は汚染するおそれある作業場」の「汚染のおそれのある」

○ 身体又は被服を汚染する
おそれのある作業場及び、

使用者側意見

2. に対する意見

- (3) 「労働者の使用に便利で、便所から適當な距離」の「便所から適當な距離」を削除すること。(京都府会議)

衛生管理者側意見

2. に対する意見

- (4) 「便所から適當な距離」の項を削除する。(山口県会議)
3. に対する意見
- (5) 「有効な遮蔽の措置」の「有効な遮蔽」を「カーテン等」と異称的にすべきこと。(佐賀県会議)

その他の意見

- (6) 更衣施設の項に鏡の設備の項をうたふこと。(奈良県会議)
- (7) 更衣施設の項に更衣箱は時々消毒する項を附加すべきこと。(佐賀県会議)
- (8) 更衣施設の項に盗難予防の措置の項を附加すべきこと。(石川県会議)

左「汚染の有致に拘らず」にすること。(埼玉県会議)

(2)

「身体又は衣服を汚染するおそれのある作業場及び作業場において、更衣又は、作業衣に着替る必要ある場合には」の項を削除して、「作業場は左の各号によつて、更衣室又は更衣所を設けること」にすること。(埼玉県会議)

作業場において更衣又は、作業衣に着替る必要ある場合には、左の各号によつて更衣室又は更衣所を設けること。

2. 労働者の使用に便利で、便所から適當な距離のある位置に設けること。

3. 有効な遮蔽の措置を講ずること。

入浴施設

労働者側意見

2. に対する意見

(1) 必要の用具は共同で使用するので、入浴施設に附設しないが、各

自持参すべきこと。(鹿兒島県会議)

6. 7. に対する意見

(2) 6. 頂、7. 頂の「なるべく」の字句は削除すべきこと。(高知県

鹿兒島県、熊本県、奈良県、茨城県会議)

その他の意見
(3) 入浴施設の項に体重計の設備の項を附加すべきこと。(茨城県会議)

(4) 入浴所の項に浴室の清浄をうたうべきこと。(熊本県会議)

使用者側意見

2. に対する意見

(5) 入浴時の用具へはけは、掃除に用いる用具にとれる。(鳥取県

、京都府会議)

(6) 入浴時の用具は各自持参すべきこと。(埼玉県会議)

その他の意見

(7) 入浴施設の項に脱衣籠、掛けの設備の項を附加すること。(鳥

根県会議)

衛生管理者側意見

(8) 「身体を洗う作業場にはなるべく」の「なるべく」を削除すべ

2. 使用する用具へはけ・掃
面等)を備えること。

6. なるべく鏡を備えること。
7. なるべくあがり湯を設け
ること。

〇身体を洗う作業場には

きこと。(島根県、長崎県、山口県会議)

2 に対する意見

(9) 入浴時には要な用具は、浴室に附設しないが各自持参すること。

(佐賀県・島根県・山口県・岡山県会議)

その他の意見

(10) 入浴所の項に、汚染病患者の措置の項を附加すべきこと。(奈良

県・島根県会議)

(11) 入浴施設の項に浴室の広さについてその項を附加すべきこと。(岡

山県会議)

授乳施設

労働者側会議

(1) 「婦人の多い職場には」の「多い」を「いる」にすること。(岡

山県・茨城県会議)

1 に対する意見

(2) 「比較的安静な別室とし」の「比較的」を削除すべきこと。(茨城

県会議)

使用者側意見

(3) 「生後満一年に達しない生児を持つ婦人の多い」の「婦人に多い

るべく入浴の施設を設けること。

〇 生後満一年に達しない生児を持つ婦人の多い職場には心地よい授乳室を設けることが望ましい。

は特別にせよの基準を適用してある以上、不用な字句である。(山口県会議)

5. に対する意見

(4) 「周囲は明るく悠やかな」の「周囲は明るく」は常識的なことで、不要な字句である。(埼玉県会議)

衛生管理者側意見

その他の意見

(5) 授乳させる場合、作業衣を着けたまま、で授乳させているのだから、これにこの措置の項を附加すべきこと。(岡山県会議)

卷之四

目錄

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二 女子にふさわしい職場施設の實現について

これはこの運動の期間中に各都道府県の婦人少年局職員が雇した労働者、使用者、衛生管理者の各会議において、婦人に心ざわしい取場施設の實現について、^(新設)討議された点について、その要領をとりまとめたものである。

各都道府県とも、この同一の取柄表について、労働者会議、使用者会議、衛生管理者会議が、それぞれ別にもたれましたが、いずれの地方においても、またいずれの局からも、女子のための取場施設の改善については非常な熱意と熱心が示されました。

ここにそのときのべられましたものについて、その概くあらわしをのべてみます。

第一に施設の現状については、労働者、使用者、衛生管理者からそれぞれ視察から発言がありました。就に労働者会議では治発を報告がされ施設全般に関して、一般に男子の施設をそのまゝ女子にふりかえてゐるとの報告が多く、また、特に婦人のための取場施設が考慮されてゐないとの発言が多くありました。また婦人が多く利用してゐる事業場では女子のための取場施設が比較的整備されてゐるが、婦人が少い事業場では女子のための取場施設があるそかにされてゐることが強調されました。

床、廁所、椅子等、各施設の現状についてつづきを報告が女子労働者からされましたが、床の場合はコンクリート敷がかなり多く、また主として立素の場台椅子なども設備のないところが多く、また更衣施設、休憩室、食事室等が併用されてゐる場合が非常に多く、また候所、更衣室休憩室などが女子専用でないとの報告もかなり多くされました。

使用者会議においては、名連で共通して問題となつたのは、中小企業における取場施設の改善の困難で、中小企業においては、資金と立地条件の面から、改善の困難性が強調されました。

衛生管理者会議においても、衛生管理者としての専門的立場から施設の実際の報告がされました。

第二の取場施設のありかたについては、それぞれのだましの施設のすかたについて、労働者、使用者、衛生管理者から、熱心な意見が出されましたが労働者側としては、いたずらに運動にはしることなく立素が主で

椅子の近い職場には椅子をもうけるべきであるとか、風呂場にはあがり湯の設備をすべきであるとか、現実
に実現の可能を職場においての、切実な意見が支那印でした。また、使用倉庫からも、便所や洗面所は作業
場の近くに設備すべきであるとか、コンクリートの床は板張りにするべきであるとか、椅子の高さ、形などに
ついて、雑率などに思いをこめ、積極的な意見が出された。

衛生管理倉からは、便所の扉のハンドルに消毒薬をかくませたが、とりつけること、金事施設の入口
に手洗いの施設をもうけることなどの衛生面を特に考慮にいれた意見が出された。

第三に女子に關した職場施設改善の実現については、労働省側からは、婦人の母性面についての理解を便
用倉に要望しており、また衛生管理倉側からは、今後、この問題に關して衛生管理倉自らの研究心を發揚す
べきであり、また使用倉に対して職場施設など衛生面について衛生管理倉の意見を認めるようにとの強い
要望がなされた。

労働倉、使用倉、衛生管理倉のどの側からも強く述べられたことは、女子に適した職場施設の実現につい
ては、三倉の重役会議によつて互に協力して積極的に改善計画をすすめるなければならないこととした。
なお、労働倉に対しても、このような運動を今後も続け、女子の職場施設の改善に協力すべきことが要望さ
れた。

目

次

一 女子の職場施設の実現

(一) 施設全般について

(二) 各施設について

- 一 女子にふさわしい職場施設のあり方について
- 二 女子にふさわしい職場施設実現の方法について

一 女子の職場施設の現状

施設の全般について

労働者から

1. 女子の職場施設はほとんど実態されていなく現状である。(へ長野県、香川県会議)
2. 一部の大企業及び労働組合の強力なところは、婦人の特性を考慮した施設を有しているが、中小企業に於ては、婦人にやさしい施設はほとんど設備されておらず、戦災工場はいうに及ばず、労働者の要求によつて男子の施設をそのまま女子に併用している事業場が多い。(へ静岡県、島根県、香川県、広島県、神奈川県、福岡県、富山県、岐阜県、佐賀県、山梨県、長野県、東京都、熊本県、鳥取県、青森県会議)
3. 婦人のための施設があつても施設の施設と併用する場合が多く、専用の施設がほとんど設備されていなく、例えは、沐浴室と更衣室、沐浴室と沐浴室、食堂と沐浴室、更衣室と食堂、又、沐浴室、沐浴室、食堂を併用している事業場が多い。(へ佐賀県、宮崎県、山口県、高知県、鳥取県、三重県、石川県会議)
4. 経営者、衛生管理者は施設改善の熱意が乏しい。
5. 使用者は生涯にわたるおまけ
6. 資金が乏しく、戦後の企業の立ち上りで女子の施設で手がとどかないという、
7. 立地条件かわるいので、左たちに改善はむづかしい。

へ徳島県、富山県、神奈川県、群馬県、山梨県、東京都、福岡県、熊本県、石川県会議

女子労働者自身職場の施設改善に積極的であり、無関心である。

へ岩手県、宮崎県、山口県、愛知県、石川県会議

交通素においてはバスの各営業所が本社に比較して施設が、ろそかである。(へ長野県会議)

男子従業員にくらべて女子従業員より事業場は比較的に婦人にやさしい施設を設備してあるが、女子

従業員の少くは事業場は女子の施設はあつたにされている。(鳥取県会議)

使用倉から

8. 使用倉は、女子の働く取場の施設については一応関心をもっている。この運動を機会に女子の働く取場の施設改善、又は施設をととのえる機運がたかまつてきた。へ使用倉は至急の取置しかついたので、婦人の働く取場の施設の改善について早急にはるさないが漸時改善していくことに努力する。

へ岩手県 東京部 高知県 会議

9. 女子の取場施設については、労働基準法の最低線にせつてはいるが、女子の特性を考慮した婦人にふさわしい施設というところまでは考慮されていない。(長野県、岩手県、神奈川県、静岡県会議)

10. 中小企業において、施設改善促進の監路をとっているものは、資金、立地条件がおもな原因をつくつてゐる。

11. 中小企業においては、至急面が一番くるしく、小規模の事業場は立地条件がわるく、施設改善のため、現場がないため、早急に婦人にふさわしい施設を設備することかたてでない。

12. 小企業では、女子が作業工程毎に少數配置されているので各施設について女子の使用に便利を位置に女子専用のものを設備することはむづかしい。

へ香川県 高知県 鳥取県 石川県 長野県 岩手県 宮崎県、岡山県会議

13. 集会をもつて、労働者の意見をきくが、女子は発言しないので取場の現状はつきりわからない。

へ山口県 石川県会議

14. 女子労働者は施設を大切にせず、かえつて施設を破壊している現状にある。

へ岩手県 神奈川県会議

衛生管理面から

14. 衛生管理面自身衛生觀念にとほしい、従つて女子の特性を考慮した施設について特に考慮することがあつた。へ宮城県 東京部 静岡県 徳島県 島根県 山口県 山梨県会議

15. 女子の娯楽施設については、充分注意、研究しているが、至急衛生施設改善の要求について理解してくれない。へ東京部 大分県会議

16. 女子労働面自身施設改善に積極的であり、衛生的觀念にとほしい。

へ神奈川県 千葉県 山梨県 高知県会議

17. 女子にやさしい施設を設備としても、女子労働者が利用しにくくない。へ福岡県会議

18. 衛生管理面は、事業場の規模からみると非常に少数であり、又役づま兼務の場合があり、衛生面の管理がいきどおない。へ宮城県 東京部 静岡県会議

二 各施設について

床

労働面から

1. 作業場の床がコンクリートであるのに吸物の設備がしてない

へ新潟県へゴム工業へ 広島県 長野県 宮崎県 大分県 高知県 熊本県 鳥取県会議

2. 作業場の床がコンクリートで、その上コンクリートの表面が破損している。

へ山口県 熊本県会議

3. 作業場の排水設備かわるいへ宮崎県会議

使用面から

4. 罐詰工業 化学工業はすの子になおして却つて不衛生になつた。へ熊本県会議

衛生管理者から

5. 床がコンクリートで雨も水臭の多い作業場では足腰が冷えて眠れないという事、兼場がある、

（宮崎県 埼玉県会議）

6. 立業のため脚氣患者が多い、三分の二はヴァイタミンB缺乏で長期治療をうけている、

（宮崎県 埼玉県会議）

7. 小企業の場合、作業場の床は九五%が土間である、（茨城県会議）

8. 作業場の床がコンクリートの場合、並行をあらわしている（岡山県 高谷穀物工業会議）

椅子

労働者側から

1. 立業に従事する労働者に椅子がもうけられてなく、そのうえ椅子の数が少なく、労働者が肩肘に利用できないうへ香川県 長野県 宮崎県 山口県 大分県 鳥取県 三重県 茨城県 広島県 高知県 会議

議

2. 立業に従事する労働者に椅子がもうけられてあつても、破損してゐる、（群馬県会議）

3. 立ちっぱなしでなくともよい仕事があつて暇な時は腰をかけるのであるが、他の仕事から忙しうへ、慮するとか使用者に危けると見られるとか言えて腰をかける、（福井県会議）

使用側から

4. 立業に従事する労働者に椅子がもうけて、労働者からよろこばれてゐる（愛媛県会議）

5. 立業に従事する労働者に椅子を設備することと希望するが、紡績工場においては、機械と機械の間がせまいので椅子をもうけることにかえつて危険性を生かさせてゐる、

（宮崎県、大分県、高知県、滋賀県、岡山県会議）

④ 立業に従事する労働者に、椅子を設備することは仕事の能率があからない。

（愛知県 宮崎県 群馬県会議）

⑤ 立業に従事する労働者に各人の身長、座高に適した椅子を与えてから仕事の能率があから、疲労が少く、かつた。（広島県会議）

衛生管理員から

⑥ 立業に従事する職場に椅子を設備してあるところは非常に少ない。（山口県会議）

⑦ 立業に従事する労働者に椅子の必要を認めない。

⑧ 作業場内がせまく機械でいっぱいなので危険が多い。

⑨ 椅子が設備されてあつても利用しない。

（福島県 山口県 愛知県会議）

飲用水施設

労働者から

① 飲用水施設がととのつてゐる事業場は少く、小企業はいうにあやうな施設があつても、手洗い洗面所

と兼用されておき、労働者の飲用に便利な場所に分設して設備されておらず、又常に利用でざる教を設け

ていない。（新潟県 鳥取県 大分県 高知県 福岡県 山口県 鳥取県会議）

② 飲用水は水質検査を受けてゐる水でも時々虫などが出て来るときもあり、煮沸水と飲用してゐる。

（宮崎県会議）

衛生管理員から

③ 飲用水に雑用水を利用してゐる事業場がある。（宮崎県会議）

④ 飲用の場合の用具は共同のコツプ等を使用してあり、不衛生である。（広島県会議）

労働者から

1. 便所の位置が労働者の使用に便利でなく、便所の数が有効に利用できただけの設備がなされてい
 へ新潟県の一製紙工場では便所の階板がくちて女子従業員が二人も落ちたことがある。

へ新潟県 製紙 日本通運 魯根県 香川県 玄島県 山口県 鳥取県 宮城県 三重県 愛媛県
 会議

2. 便所が男女別にちうけられていないへ島根県 玄島県 山口県 茨城県 石川県会議

3. 便所の清掃、修せん等 使用者の管理がわるいへ長野県会議

4. 便所内の採光がわるく、衛生面がわるいへ宮崎県会議

使用直則から

5. 便所が使用に便利な常時使用出来る事、便所内の採光などに留意して改善したほか、至費がかかり、

早急に改善がでない現状である。へ長野県 山口県会議

6. 小企業では専門の掃除夫をやとえないへ滋賀県会議

衛生管理直から

7. 便所の位置が労働者の使用に便利でなく、男女別にちうけられていない。

へ福島県 御奈川県 新潟県会議

8. 便所の掃除については、専門の掃除夫を雇ってから労働者の仕事の能率が上がり、便所内がいっすう清潔

である。しかし、小企業の事業場は、経営困難なため雇えない現状にある。へ山口県 愛知県会議

9. 便所内に小物置棚を設備して労働者があつちをばれていゝへ島根県会議

手洗い洗面施設

労働者から

1. 手洗い洗面施設の位置が労働者利用に便利でなく、また清浄な水を充分に供給できないう施設が多い。
 へ新潟県被取工業 運輸業 大分県会議

2. 女子専用の手洗い洗面施設が設備されてなく、又鏡もなく、中小企業においてはおめだつて手洗い洗面施設のととのつていないところがみられる。
 へ富山県 熊本県 茨城県会議

使用者から

3. 手洗い洗面施設に鏡をもうけているが、此處に時度をとるので困る。
 へ滋賀県会議

衛生管理員から

4. 手洗い洗面施設の数が少なく、労働者の利用に不便である。
 へ宮城県会議

休憩施設

労働者から

1. 中小企業には休憩施設がほとんどなく、休憩施設があつても労働者が充分に休憩出来る場所、或は耐用品が設備されなく且つ、食堂と兼用している現状である。

へ広島県 大分県 新潟県へ運輸業 静岡県 福井県会議

2. 休憩施設がないので、夏期は樹下で休憩する。
 へ熊本県会議

3. 休憩室があつても全従業員が利用出来るだけの広さがない。
 へ新潟県養蚕販賣の労組

4. 休憩施設は労働者が十分に休める。
 たい、椅子がもうけてないので、うすべりの上に座布団を敷

き、休憩時度をとつてゐる。
 へ高知県会議

5. 作業場より休憩施設まで距離が長い。
 へ熊本県会議

使用倉から

2. 休養施設かとしていても女子労働者は利用しない、

（愛媛県 福井県 会議）

衛生管理倉から

3. 休養施設は設備されていても、解用の場合が多く、又冬期に暖房等の設備がとらけられていないところが多いので利用する労働者が少くない

（神奈川県 富山県 北海道庁 愛知県 会議）

休 養 施 設

労働倉から

1. 中小企業には、休養施設はほとんど設備されていなくて、設備されていても、充分に安静な状態で休養できる施設が少ない

（広島県 山口県 大分県 熊本県 三重県 北海道庁 会議）

4. 休養施設の男女別かなされていなくて、（島根県 福井県 愛媛県 会議）

5. 小休室 宿直室を労働倉の休養に利用している、（北海道庁 会議）

6. 休養施設の環境がわるい（愛媛県 会議）

使用倉から

7. 寄宿舎のある場合は休養施設をとりだててつくる必要はない、寄宿舎で充分休養できる

（三重県 会議）

3. 休養施設が設備されてあつても、女子労働者はあまり利用しない。へ田山県会議へ衛生管理府から

4. 女子労働者は自ら生理に關心がないへ島根県、山口県、愛媛県会議へ

取 所

衛生管理府から

1. 板取所の施設があつても、充分に板取でできるだけの用具へ菊田の教養へが設備されていらない。

へ東京師会議へ

食 事 施 設

労働府から

1. 食事施設が設備されていらない。設備されてあつても、炊事室、更衣室と併用の場合が多く、且又清潔でない。へ島根県、広島県、山口県、大分県、熊本県会議へ

使用府から

2. 食事施設がとらけられてあつても、女子労働者が、利用していかないのを集会所、炊事所の食卓がピンポン台等に使用されているへ新潟県へ被服工業へ、広島県、岡山県、茨城県会議へ

衛生管理府から

3. 小企業には食事施設がとらけられていなしへ栃木県会議へ

4. 食器の消毒がゆきといていなしへ愛知県会議へ

更 衣 施 設

労働府から

1. 各事業場と共産にみられることは皆宿舍の施設はととのつてゐるが、更衣施設は、使用場と等困難さ
 だてゐる。

1. 更衣施設がないので、作業場のまゝで、女子労働者は運動してゐる。

2. 女子専用の更衣施設がなく、休憩施設等にも利用されてゐる。へ福西製、山口県会議

衛生管理員から

2. 更衣施設をもうけることに至望者は無關心である。へ島根県、東京商会議

1. 更衣施設がないので洗濯場を利用してゐる。へ岡山県会議

1. 更衣箱が小さく、冬期、外套を容れるだけの大きさがない。へ山口県会議

1. 更衣箱の消毒がゆきといいてゐない。へ高知県会議

入浴施設

労働員から

1. 入浴時間について至望者は留意する必要がある。

1. 二交替制で入浴してゐるので、後番は湯かぬくなる。へ広島県会議

1. 入浴時間を残業者中心としている。へ山口県会議

1. 入浴する場合は必ず男子の後に、女子が入浴する。へ愛媛県会議

2. 入浴施設は男女別に設備してある。へ岡山県会議

衛生管理員から

3. 入浴施設の衛生面かわるので衛生管理員は留意する必要がある。へ宮城県会議

長瀬 施設

労働員から

1. 授乳施設は各事業場にほとんど設けられていない。

1. 授乳施設がないため、職場で有能な婦人が子供がうまれると、職場を去ってゆき、働く婦人の進出をせはめてゐる。へ広島県 福山県会議

1. 授乳施設がないため作業場の機械の周で授乳させてゐる。へ福井県会議

1. 授乳施設がないため、本宿婦人を採用する。へ石川県会議

使用店から

2. 鉱業では授乳施設を増設してゐる。へ佐賀県会議

2. 作業場に本宿を置き、その中に乳児を入れておく事業場が今でも多く見られるが安全衛生の面から考慮を要する。へ福井県会議

衛生管理店から

4. 授乳施設が設備されてゐないため、子供が生れると職場を出てゆく婦人が多く、又、設備されてゐるところは併用の場合が多い、ことに休養室で授乳させることは乳児に病気を感染させるおそれがある。

へ東京府 富山県 福山県会議

2. 女子にやさしい職場施設のあり方について、

(一) 施設全般について

労働店から使用店へ

1. 使用店は生産をあげることを第一に考えてゐるが、女子の職場施設の改善、労働店の健康と考慮することによつて、より以上の生産が増大することと互理解して、女子の職場施設改善に力を入れるべきである。へ広島県会議

2. 妊娠、分娩、育児の天職をもつ婦人に対して、健全な母体保護をするために働く婦人の職場施設の改

善に使用店は深に理解をもつべきである。へ熊本県会議

3. 製糸業、製葉業に従事する労働者は、室内に湿度が多いため衣服のしめりを防ぐ方法として乾燥施設をもうけるべきである。へ福岡県会議

4. 婦人の特性にもとづいた取場施設をもうけるべきである。へ愛知県 茨城県会議

使用店から労働者へ

5. 婦人は取場施設改善に関心をもち、積極的になるべきである。へ石川県会議

6. 取場の施設を丁寧に使用すべきである。へ大分県、愛知県会議

7. 女子の取場施設をとりたてて考えることは、女子の就職率をさげることになる。又 わざわざ女子の施設を設備してまで女子を就職させる必要はない。へ宮城県 鳥取県会議

衛生管理店へ

8. 衛生管理店は専任とすべきでまた衛生管理店は衛生店における理解をもつべきである。へ香川県会議

9. 婦人の施設にあもきをおいて改善することは、婦人の取場をせはめるやうに考えられるので男子の施設も合せて考えるべきである。へ岡山県会議

衛生管理店から使用店へ

10. 使用店は衛生管理店の取務とはつきりと示し、衛生管理店の取場施設管理の面に理解をもつべきである。へ青森県 鳥取県 大分県 香川県 三重県会議

(二) 各施設について、

床

労働者から

1. 立業に従事する労働者の作業場の床がコンクリートの場合には早急にはできないであろうが漸次板敷に

すべきである。しかし板張はとかく破損しやすいので、使用者は管理におもきをおく必要がある。作業場の床がコンクリートの場合は、冬期は特に暖房装置をもうけるべきである。

へ宮崎県、大分県、熊本県、三重県、愛知県会議

使用者から

2. 立業に従事する作業場の床がコンクリートの場合は板ばりにすべきである。かつ板張りは破損しやすいので充分管理をすべきである。(宮崎県、高知県会議)

3. 製鉄工場の作業場の床は板ばりにすべきである。(熊本県会議)

衛生管理面から

4. 立業に従事する作業場の床がコンクリートの場合には、板ばりすのこはぎものに考慮すべきである。へ広島県、神奈川県、山口県会議

5. 寒冷地では作業場の床は板ばりがよい。(北海道庁)

6. 炊事場の床は、すのこ板はごみがつまり不衛生である(滋賀県会議)

椅子

労働者から

1. 立業に従事する作業場の椅子は作業別に考慮すべきである。

イ. サービス業に従事する労働者については、疲れた場合に腰をおろすことのできる簡単な椅子はよい。へ宮崎県、大分県会議

ロ. ミシン作業に従事する労働者には、各人の座高身長にあはせた回転椅子がよい。

へ神奈川県、山口県、熊本県会議

ハ. 交換手、タイピスト業に従事する労働者は、回転椅子がよい。(北海道庁会議)

ニ. バスの車掌にも、業務に支障をきたさない限り椅子をもうけることがよい。

へ大分県、熊本県会議

使用面から

②、立業に従事する労働者には椅子をぞなえるべきである、へ佐賀県、岩手県会議

③、バスの車掌にも車体を大きくして椅子を取り付けるべきである、へ群馬県会議

衛生管理面から

④、立業に従事する労働者には椅子をもうけることがのぞましい、へ岩手県、愛知県会議

⑤、椅子は廻転椅子をもうけることがのぞましいへ山口県、滋賀県会議

⑥、作業によつて、おりた、み椅子をもうけることがのぞましい、へ岡山県会議

飲用水施設

労働者から

①、飲用水施設は、作業場の近くにまうけることがのぞましい、へ青森県、富山県会議

②、飲用水施設は、作業場内にまうけるべきである、へ岡山県会議

③、飲用のための用具をぞなえておくことがのぞましい、へ大分県会議

衛生管理面から

④、飲用水の施設としては、噴水式が清浄な水を充分に供給でき、飲用水用具を必要とせず、もつともの

ぞましい、へ愛媛県、山口県、富山県、橋西県、埼玉県、愛媛県会議

⑤、飲用水施設を便所に便利な作業場の近くにまうけてほしい、へ埼玉県会議

⑥、飲用水施設は他の施設と併用したいこと、へ愛知県、宮崎県、栃木県会議

便所

労働者から

1. 女子専用の便所をもちけることへ宮崎県、山口県、岡山県、熊本県会議

2. 便所は水流式がのぞましやへ福井県会議

3. 便所は使用に便利なるよう作業場の近くにもちけるべきであるへ青森県会議

4. 便所内に小物置棚をもちけることへ広島県会議

5. 便所の掃除のため専門の掃除夫を雇うことへ福井県、東京府、北海道庁、若玉県会議

使用后から

6. 便所の掃除には、専門の掃除夫を雇うべきであるへ埼玉県会議

衛生管理后から

7. 女子専用の便所をもちけることへ広島県、長野県、埼玉県、滋賀県会議

8. 便所を作業場の近くにもちけることへ岩手県会議

9. 便所の内部に小物置棚をもちけることへ福井県、広島県、埼玉県、滋賀県会議

10. 便所の掃除については専門の掃除夫を必要とするへ長野県、山梨県、若玉県会議

11. 便所の屋のハンドルに消毒薬をぬくませたがーととりつけることへ埼玉県会議

手洗いは洗面施設

労働后から

1. 手洗いは洗面施設は飲用水施設と兼用に使用する銅台が多いので、女子に専用の施設をもちけること

また手洗施設は洗面台が高いので、洗面施設と別に足洗施設をもちけること

へ岩手県、大分県、広島県、山口県会議

2. 手洗いは洗面施設には鏡をとりつけるべきであるへ広島県、大分県、岡山県、愛媛県、茨城県、滋賀県

会議

3. 石炭工場に於ては、粉塵の中を作業をしてゐる労働者が多いので、手洗ひ洗眼施設が絶対に必要である（山口県会議）

使用部から

4. 尿・汗は労働者の使用に便利な場所にもらうこと（岡山県会議）
衛生管理部から

5. 手洗ひ洗眼施設に化粧棚をもらうべきである。（愛媛県会議）

休憩施設

労働部から

1. 女子専用の休憩施設がほしい。また休憩施設はたゞ多数の場合が休憩しやすく、夏期は屋外休憩施設をもうけることかひどましい。（福岡県 愛媛県 茨城県 愛知県 滋賀県会議）
2. 休憩施設の椅子は背のあるもの。或は長椅子かひどましい。（愛媛県 茨城県会議）
衛生管理部

3. 休憩施設は環境のよいところにもうけるべきである。またたゞ多数の独立した施設にすべきである。

（愛知県会議）

沐浴室

労働部から

1. 沐浴室は女子専用の施設をもうけるべきである。ゆつくり沐浴ができるよう外部と完全に遮断され、冬期は暖房設備をととのえるべきである。（広島県 福岡県 熊本県会議）

使用部から

2. 沐浴室は労働者の尿便、皮膚目薬のために環境のよい、ゆつくりできる施設をもうけることが必要であ

るへ広貨屋 宮崎県会議

衛生管理会から

① 休養室は労働者の休つくり休養できる位置にせられ休養のための席台 前屋の温度に注意し、生理のためのもみほたやすく使用できるうにすべきである。へ高玉原 玄島原 宮崎県 愛知県会議

食事施設

労働者から

① 食事施設は採光及び換気について、毎に考慮すべきである。へ富山県会議

② 食堂を点検する施設をもうけることへ富山県会議

使用面から

③ 食事施設は労働者の使用に充分な食堂の広さが必要。へ富山県会議

衛生管理会から

④ 食事施設の入口に手洗ひ施設をもうけることが desirable。へ富山県会議

更衣施設

労働者より

① 更衣施設は労働者の使用に便利なるよう作業場の近くに設けるべきであり、また男女別にすべきで、並つ並離予防の措置として各自鍵をもつようにすべきである。へ玄島原 福岡県 滋賀県 北海道庁会議

使用面から

② 更衣施設は製造業あるいは活炭作業の現場に於て労働者について、特に考慮する必要がある。

へ宮崎県会議

③ 高湿度が労働者をして、労働者更衣施設は必要あり。へ宮崎県会議

衛生管理指し

4 更衣施設は各人に一個あてをうけ、更衣施設の内部は汚物の衣服と糸着所持品等に区別し、また鍵を各人必す所持するようになすべきである。へん島県 栃木県 愛媛県会議

入浴施設

労働者から

1 女子従業員が少ない場合に男子従業員の入浴後に女子従業員が入浴する事業場が多いので、入浴時自は、男女交替制をとること、又、入浴施設の中に更衣場所をもちけるべきである、

へん島県 神奈川県 埼玉県 熊本県会議

使用品から

2 入浴に必要な用具は各人持参すべきである、へん島県会議

衛生管理指し

3 入浴する場合は男女交替とすべきである、へん島県会議

4 入浴施設の管理と使用品はあてにならないこと、へん島県会議

5 交通業において、バスの車掌に入浴施設をもちけるべきである、へん島県会議

授乳施設

労働者から

1 授乳施設は、乳児のためには必要ない授乳室とすべきである、へん島県 岩手県 熊本県会議

2 乳児のための専用の授乳室へん島県 大分県 埼玉県 北海道庁会議

3 授乳室は、独立した施設がよい、へん島県会議

4 授乳室は必要ない、へん島県会議

衛生管理面から

- ② 授乳施設は作業場の近くにもうけ、室内の湿度、採光に充分留意する。へ栃木県、富山県会議、
③ 授乳室に備品をもうけ、乳児が心置きよく、授乳できるようになすべきである。へ佐賀県会議、

三 女子にふさわしい職場施設実現の方法について

労働者から

- ① 女子の職場施設改善を促進するためには、とくに労働者、一般人の啓蒙教育が必要である。

へ佐賀県、山口県会議、

- ② 女子の職場施設改善運動を契機とし、各事業場の労働組合をさらに組織化して、男女組合員協力し、

組合の力をもつて、積極的に女子の職場施設改善にあたることへ山口県、大分県、富山県、青森県、新

潟県、島根県、東京府、山口県、熊本県、鳥取県会議、

- ③ 各事業場で積極的な女子の職場施設改善運動の結果をとりとめ、各職場が協力しあつて促進に協力すること、へ福井県会議、

- ④ 女子自身もつと積極的に女子の職場施設改善に關心をもつことへ香川県、佐賀県、神奈川県、岩手県、
熊本県会議、

- ⑤ 使用者は女子労働者の職場施設の改善に理解をもつこと、へ広島県、京都府、神奈川県、熊本県、
鳥取県会議、

- ⑥ 女子労働者は、各人救済をたかめ、衛生的観念を養い、自分達の職場施設改善に積極的になること、
へ広島県会議、

- ⑦ 労働者、使用者、衛生管理者の三者協力が大切である、へ徳島県、長野県、東京都、岩手県、山口県

熊本県 石川県会議

8. 女子の職場施設改善促進運動期間中に各事業場において、どれだけ、女子の職場施設が改善されたかに
ついて労働局同士の反省会議、あるいは、官庁側の巡視を実施すべきである。(福岡県会議)

9. 労働省では、未組職労働組合の職場の指導にあたるべきこと

へ東京都、大分県、栃木県、福岡県、鳥取県、愛媛県会議

使用主から

10. 戦後の企業のためにあしのため、女子職場施設改善の促進がおくれているのであつて、企業のために
あしがされて後、^(女子)職場施設も改善されていく。(佐賀県、広島県会議)

11. 女子の職場施設改善運動期間を、たかたか実施することによつて女子の職場施設の改善が促進される、

へ石川県会議

12. 女子労働者は労働局における救済をため、自分たち自身積極的になつて、施設改善にあたること、

へ神奈川県、宮城県会議

13. 女子に心さわしい施設をもうけるためには、労・使・衛、三者協力すべきである。(新潟県、広島県

大分県、山口県、長野県、富山県、岩手県会議)

14. 女子の職場施設改善促進運動は「報告」ではなく、官庁は「命令」をだして、職場施設改善にあたる
ことへ東京都会議

15. 婦人少年局、地方職員室は、女子の職場施設改善運動に協力し、その指導に積極的にあたること、

へ佐賀県、石川県、山梨県会議

16. 女子の職場施設改善運動生活については、職場施設改善の標準をうかがし、大いに有効である、時々の
ような改善運動を要望すること。(愛媛県会議)

17 女子にふさわしい施設を備へてゐる模範事業場を見学をすることへは手県、三重県、山口県、東京部、徳島県会議、

衛生管理府から

18 各事業場に強力を組合を組織し、男女性組合員協力して女子の職場施設改善にあたること、へは手県、

山口県会議、

19 各事業場における衛生管理府の取組は、ほとんど男子衛生管理府でしめられてあり、女子の職場の細かい衛生面まで注意がされてゐない現状にあるので、女子の職場には、女子の衛生管理をおき、女子の衛生面あるいは職場施設改善にあたること、へは手県、山口県会議、

20 衛生面に対する婦人の視察を定めるために、労働衛生講座をもつてある、へは手県、宮城県、福島県会議、

21 衛生管理府は、常に女子労働者と連絡を密にして、女子の職場施設改善にあたること、

へは手県、富山県会議、

22 使用主は衛生管理府の取組に対して理解をもつこと、へは手県、山口県会議、

23 労、使、婦三者協力して、常に会議をもつて研究し、女子の特性を考慮して、女子の職場施設改善に努めるべきである、へは手県、鳥取県会議、

24 労働省では、女子労働者の教育にあたること、へは手県、富山県会議、

三、本運動の結果促進された

施設改善の計画の具体的内容について

この運動を機として、多くの事業場が取場施設を婦人がゆきやすいように改善する計画がたてられている。一部の事業場では、既にこの運動期間中に、その計画を実行にうつし、また、計画を完了したところもある。この報告かなされてから既に数ヶ月を経ているので、この運動を契機として、改善の計画を立てた事業場に、ついてもはほぼ完了しているものとおもわれる。

以下、各都道府県取場室から本省に報告された「取場施設改善促進運動結果報告」にもとずいて、この運動を契機として、諸々の事業場でなされている婦人に適した取場施設改善の計画についてのべてみる。

今回、事業場で計画された改善なすべき施設の内容について、総合的に考察してみると、報告中改善を計画している事業場五五二へ施設を單位とする「取場施設改善」のうち

取の改善を計画中の事業場

四九

椅子

五一

飲料水施設

四一

便所

一一二

手洗洗面施設

七〇

休憩施設

五三

休養施設

二八

取場所施設

一

食中施設

二八

更衣施設

六八

入浴施設

三三

授乳施設

一八

であり、便所の改善が最も多くの事業場を考慮せられてゐる。作業別にみると、広島縣では九二事業場が改善を計画しており、最高を占めてゐる。

次に、島根、岡山、山口、埼玉、福岡の諸縣では三〇事業場以上が改善を計画してゐる。この数字によれば改善する内容はともかく、その数においては、中国地方、山陰地方に改善の推進がもつともさかんであり、また、大都會より比較的農村の多い府縣、たとえば高取縣などは最も事業場の少ない府縣のひとつである。また、その改善計画の延べ事業場の数が大である。計画事業場のもつとも多い広島縣についてみると、便所改善を計画してゐる事業場が多く二二で、つづいて手洗ひ洗面所改善計画については一八事業場、婦子の改善計画は九事業場、床、飲料水については、それより七事業場が計画してゐる。どの府縣においても、それ以外の設備施設の改善については関心を示しており、府縣による特別の差はみられない。

さて、これを業種別にみると、その業種によつてその計画についての特徴がみられる。改善計画が、もつともすすめられてゐるのは紡織、化学の二業種において、便所、更衣施設などについても、化学、紡織の事業場にもつとも改善の計画が多い。紡織においては、便所について更衣施設、休憩施設の改善計画がさかんであり、また床や婦子の改善についても、存心なみならぬ関心を占めてゐる。化学工業においても同様の傾向がうかがわれる。鉱業においても便所の改善計画がもつとも多く占めてゐるが、それについて手洗ひ洗面施設の計画が他の業種におけるよりも多い割合でもたれてゐる。

食料品工業では婦子の施設について計画がもつとも多く、婦子の改善にたいして他の業種よりも遙かに強い関心を占めてゐる。交通運輸業においても鉱業について、便所、手洗ひ洗面施設の改善計画が多い。

(第一表 参照)

第一表

取場施設についての業種別改善計画数

業 種 別 施 設	計	数 業	製 造 工 業						商 業	金 融 業	運 輸 通 信 業
			化 学 工 業	紡 織 工 業	食 料 品 工 業	金 属 工 業	機 械 電 気 工 業	印 刷 工 業			
計	552	32	110	217	59	14	26	4	26	7	59
床	49	1	12	20	4	3	3	1	2	0	3
衛 子	51	2	10	17	10	1	3	1	2	1	4
飲料水施設	41	2	11	17	4	0	2	0	2	0	3
便 所	112	10	22	42	9	3	4	0	7	2	13
手洗い洗面施設	90	8	14	21	4	2	4	1	1	2	8
休 憩 施 設	53	2	8	22	5	0	1	0	4	0	11
休 養 室	28	1	5	8	4	2	2	1	2	1	2
飯 喫 所	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
食 巾 施 設	28	1	3	14	2	0	2	0	2	0	4
更 衣 施 設	68	1	15	32	7	2	4	0	2	0	5
入 浴 施 設	33	2	5	15	6	1	0	0	1	0	3
授 乳 施 設	18	2	5	4	4	0	1	0	1	1	0

第二表 床の施設についての改善計画

業種別 改善される内容	計	鉄 業	製 造 工 業						商 業	金 融 業	運 輸 通 信 業
			化学工業	紡織工業	食料品工業	金属工業	機械器具業	印刷工業			
計	49	1	12	20	4	3	3	1	2	0	3
1. 床を板張りにする	20	1	4	10	1	0	0	1	1	0	2
2. 床の破壊の場所を修理する	6	0	2	2	0	1	0	0	1	0	0
3. すのこ板を簡便にする	12	0	1	5	3	1	2	0	0	0	0
4. 床がコンクリートの作業場の塵を掃除する	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
5. 排水設備の完備	5	0	3	1	0	1	0	0	0	0	0
6. 履物を考慮する	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0
7. その他	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0

各々の施設に対する具体的改善内容を記すと次の通りである。

床に關して紡織、化学において、紅葉を暫次腰かけ作業にきりかえていく計画をもつとも多く考えられており、このような計画は根本的な改善計画であり、このような計画がもつとも多く考えられていくことは、個人の労働条件の向上によろこばしいことである。ついで床を板張りとすることが紡織、化学の作業場で熱心に考えられており、又すのこ板の設備を考へていゝものか紡織工業にみられる。

(第二表 参照)

椅子についてみると工場によつて、その質^(上量)において、改善の程度が非常に異つてゐる。ある事業場では、椅子のない作業場に椅子の設備、そのものを考へてあり、また事業場では椅子の高さや形を心地よく改善することとを計画してゐるなど椅子については各業種において、また、各廠にその改善計画がすすめられてゐる。(第三表参照)

第三表 椅子の施設についての改善計画

業種別 改善される内容	計	鉄 業	製 造 工 業					商 業	金 融 業	運輸通信業	
			化学工業	紡織工業	食料品工業	金属工業	機械器具業				印刷工業
計	51	2	10	17	10	1	3	1	2	1	4
1. 椅子を設ける	10	0	2	2	3	0	2	0	1	0	0
2. 椅子の数を増す	15	1	2	4	2	1	1	0	1	0	3
3. 椅子の修理をする	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
4. 壁に取付け椅子を設ける	5	0	0	4	1	0	0	0	0	0	0
5. 背のついた椅子を設ける	3	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0
6. おりたへみ式椅子を設ける	3	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0
7. 椅子の高さ、作業台の高さを調節する	5	0	1	1	0	0	0	1	0	1	1
8. 板張り椅子面を製椅子にかえる	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
9. その他	6	1	2	1	2	0	0	0	0	0	0

第四表 飲用水施設について改善計画

飲料水についても、飲料水施設をもうけることを計画してゐる事業場のみ、噴水式飲料水施設などの新設の施設を待つことを考へてゐる事業場もあり、また農村にある事業場では水質そのものに對つて考へるなど、種々計画されてゐるが、特に紡織に對して飲料施設を作業場内に設けることを計画してゐるところが大半である。(第四表参照)

業種別 改善される内容	計	鉱業	製造工業					商業	金融業	運輸通信業
			化学工業	紡織工業	食料品工業	金属工業	機械器具業			
計	43	0	11	17	4	0	20	2	0	7
1 飲用水施設を設備する	8	0	4	3	0	0	0	0	0	1
2 噴水式飲用水施設を設ける	9	0	3	1	2	0	0	1	0	2
3 飲用水を作業場内に設ける	6	0	0	6	0	0	0	0	0	0
4 飲用水の水質検査をする	5	0	1	1	0	0	2	0	0	1
5 蛇口の数を増やす	2	0	0	1	0	0	0	0	0	1
6 充分な飲用水を供給できるように工事を進める	3	0	0	2	1	0	0	0	0	0
7 コツプの備付をする	3	0	2	0	1	0	0	0	0	0
8 コツプを廃して各自持参するようになる	3	0	0	1	0	0	0	0	0	2
9 飲用水施設を作業場と工夫する	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
10 その他	3	0	0	2	0	0	0	1	0	0

便所については施設中のもつとも多く改善計画がすすめられているものがあるが、便所の数を増すこと、また男女別をもつけることが考えられ、さらに便所の施設をより衛生的にすること、たとえは網戸をとりつけること、水洗式にすることなどか考えられ、また便所に便利なるように小物置の棚を設けること、作業場の近くに設けるなど各業種の作業場において、いろいろの改善計画がなされている。

(第五表参照)

手洗いは洗面施設については、施設の建設、増設整備を計画している事業場が多数あり、その他の事業場では、鏡、洗面器などの付属施設が考慮せられている。若干の事業場では水洗式など設備の高度化を計画している。

便所と同様の各業種に、その改善計画

もなされている。(第六表参照)

第五表 便所の施設についての改善計画

業 種 改善の内容	計	業 造 工 業								商 業	金 融 業	運輸通信業
		化学工業	紡織工業	食料品工業	金属工業	機械器具工業	印刷工業	紙工業	窯業			
計	112	10	22	44	7	3	4	0	7	2	13	
1 男女別便所の設置	28	3	10	6	1	1	0	0	2	0	5	
2 便所を水洗式とする	4	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	
3 作業場の近くに設ける	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
4 便所の数を増す	14	2	1	3	2	0	1	0	2	0	3	
5 便所の破損箇所を修理する	4	0	2	1	0	0	0	0	0	0	1	
6 便所内の締め具合をつける	14	3	1	6	1	0	2	0	0	0	1	
7 便所内の採光をよくし、網戸をはる	13	0	4	7	0	0	1	0	0	1	0	
8 便所内に小物置棚を設ける	10	1	1	6	0	0	0	0	0	1	1	
9 便所を不潔なものとする	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
10 掃除人にゴミ袋料を支給する	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
11 便所の消毒液を増設する	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
12 便所の方針について管理の方針を考へる	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
13 その他	18	0	2	9	2	2	0	0	1	0	2	

業 種 改 善 さ れ る 内 容	計	数	製 造 工 業							商 業	金 融 業	運 輸 通 信 業
			化 学 工 業	紡 織 工 業	食 料 品 工 業	金 属 工 業	機 械 器 具 工 業	電 機 工 業	其 他			
計	70	8	14	26	4	2	4	1	1	2	2	2
1. 手洗い洗面施設をもうける	19	4	3	6	1	0	1	1	0	0	0	3
2. 女子専用の施設をもうける	3	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
3. 水洗便の設備をもうける	6	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0
4. 手洗い洗面施設の数を増設する	11	2	4	2	0	1	1	0	1	0	0	0
5. 手洗い洗面施設と休憩室近くにもうける	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
6. 手洗い洗面器をそなえる	4	0	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0
7. 手洗い洗面所に鏡をもうける	13	0	2	6	2	0	0	0	0	2	1	1
8. 手洗い洗面施設に化粧台をもうける	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
9. 油関係の作業場に湯の設備をもうける	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10. 手洗い洗面施設に足洗い場所を設ける	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
11. その他	10	0	0	6	1	1	0	0	0	0	0	2

休憩施設の改善については、その計画は、めらぬでいる事業場の半数近くは紡織工業であり、その次に交通運輸の事業場において、関心をもち始めている。

休憩室は池の施設と兼用の場合が多いので、休憩室のものも設ける計画が多く、また女子専用のものを計画している事業場も多い。

休憩室に鏡の設備、椅子暖房の設備をする計画も多い。鏡または更衣箱を設ける計画をもっている事業場もあるが、これは休憩室を更衣室などを兼ねる意図があると思はれる。

(第七表参照)

休憩室については、これの新設・整備が各事業場において考えられている。

(第八表参照)

第七表 休憩施設についての改善計画

(58)

業 種 別 改善される内容	計	鉱 業	製 造 工 業					商 業	金 融 業	運 輸 通 信 業
			化 学 工 業	紡 織 工 業	食 料 品 工 業	金 属 工 業	機 械 器具 工 業	印 刷 工 業		
計	53	2	8	22	5	6	1	0	4	0
1 休憩施設をもうける	11	1	0	5	0	6	1	0	1	0
2 女子専用の施設をもうける	10	0	4	4	0	0	0	0	0	2
3 作業場の近くにもうける	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0
4 休憩室を増設する	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0
5 休憩室に椅子の数を増す	6	0	2	3	0	0	0	0	1	0
6 休憩室をたみみ数にする	4	0	0	1	3	0	0	0	0	0
7 休憩室に暖房をもうける	5	0	0	2	1	0	0	0	0	2
8 休憩室に簡単な更衣又は更衣箱をもうける	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
9 夏期戸外にベンチをもうける	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1
10 その他	8	1	1	2	1	0	0	0	2	1

第八表 休憩室についての改善計画

業 種 別 改善される内容	計	鉱 業	製 造 工 業					商 業	運 輸 通 信 業
			化 学 工 業	紡 織 工 業	食 料 品 工 業	金 属 工 業	機 械 器具 工 業	印 刷 工 業	
計	28	1	5	8	4	2	2	1	2
1 休憩室をもうける	7	0	1	2	0	1	2	1	0
2 女子専用の休憩室をもうける	3	0	0	0	1	0	0	0	1
3 作業場の近くにもうける	1	0	0	0	1	0	0	0	0
4 休憩室をたみみ数にする	2	0	1	0	0	1	0	0	0
5 休憩室にベットの設ける	2	0	1	0	0	0	0	0	1
6 休憩室に生理用及び必要用品を設ける	4	0	1	2	0	0	0	0	1
7 その他	2	1	2	0	0	0	0	0	0

食事施設について

第一〇表 食料施設についての改善計画

食事施設について
その改善計画の半数は
労働の事業場において
計画されてゐる。その
改善の方向としては、
食堂の窓に金網を掛る
こと、食卓の暗設、食
器の数を増すことなど
が計画されてゐるが、
いま、その坐食であつ
たのを椅子に改造する
女子専用の食堂もつ
くるなど、それ以外の
事業場の実状に依じた
計画がすゝめられまゐ
る。

(第一〇表参照)

第一一表 更衣施設についての改善計画

業 種 の 内 容 別 の 改 善 計 画	計	製 造 工 業						商 業	金 融 業	運 輸 通 信 業	
		化学工業	紡織工業	食料品工業	金属工業	機械器具業	印刷工業				
計	68	1	15	32	7	2	4	0	2	0	5
1 更衣施設をもうける	22	1	4	10	1	1	4	0	0	0	1
2 女子専用の更衣室をもうける	7	0	1	4	1	0	0	0	0	0	1
3 更衣室を拡張する	3	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0
4 作業場の近くに設ける	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
5 更衣室の採光をよくする	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
6 更衣箱を増設する	5	0	3	0	2	0	0	0	0	0	0
7 更衣室に鏡をもうける	3	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1
8 個人別のロッカーをもうける	7	0	0	6	0	0	0	0	0	0	1
9 更衣室に化粧する場所をもうける	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
10 盗難予防の措置をこころずる	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
11 その他	12	0	3	5	1	1	0	0	1	0	1

更衣施設の改善については、あらゆる業種で計画がなされておる。更衣室のなかつたところでは、更衣室をあらたにものうけることを考へられ、また更衣室の拡張、改善、女子専用のものを設けることなど考へられ、その附属施設について、更衣箱、ロッカー、の設備、またこれらの設備の個人別の使用代が考へられておる、また盗難、面、また盗難予防の措置なども熱心に計画されておる。婦人の働く事業場では、労使双方から更衣室について深心関心が示められておること加明かである。

(第一一表参照)

入浴施設の改善については、紡織について食料品、化学の事業場でも計画がなれており、入浴施設の増設、増築について、おかり場の設備などの実質的な計画が行われておる。

(第一一表参照)

おまつ干場の設備、近くに緑地帯をもうける計画がもつとも多く、また既に施設をもつているところでは、

第一二表 入浴施設についての改善計画

業種 改善される内容	計	製造工業							商業	金融	運輸通信
		化学工業	紡織工業	食料品工業	金属工業	機械器具工業	印刷工業				
計	33	2	5	15	6	1	0	0	1	0	3
1 入浴施設をもうける	5	2	0	1	2	0	0	0	0	0	0
2 男女別の浴室をもうける	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
3 入浴施設を増築する	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
4 浴場の修理	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
5 浴場をタイル張りにする	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
6 おかり湯を早急にもうける	6	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0
7 浴場の暖房設備を整える	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
8 浴場に脱衣箱をもうける	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
9 浴場に鏡をとりつける	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
10 その他	9	0	0	0	2	1	0	0	1	0	2

第一三表 授乳施設についての改善計画

業種 改善される内容	計	製造工業							商業	金融	運輸通信
		化学工業	紡織工業	食料品工業	金属工業	機械器具工業	印刷工業				
計	18	2	5	4	4	0	1	0	1	1	0
1 早急に授乳施設をもうける	10	1	2	3	1	0	1	0	1	1	0
2 作業場の近くにもうける	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
3 授乳施設を夏期は緑地帯に設ける	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
4 おまつ干場をもうける	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
5 その他	5	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0

以

上

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六	五十七	五十八	五十九	六十	六十一	六十二	六十三	六十四	六十五	六十六	六十七	六十八	六十九	七十	七十一	七十二	七十三	七十四	七十五	七十六	七十七	七十八	七十九	八十	八十一	八十二	八十三	八十四	八十五	八十六	八十七	八十八	八十九	九十	九十一	九十二	九十三	九十四	九十五	九十六	九十七	九十八	九十九	一百
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六	五十七	五十八	五十九	六十	六十一	六十二	六十三	六十四	六十五	六十六	六十七	六十八	六十九	七十	七十一	七十二	七十三	七十四	七十五	七十六	七十七	七十八	七十九	八十	八十一	八十二	八十三	八十四	八十五	八十六	八十七	八十八	八十九	九十	九十一	九十二	九十三	九十四	九十五	九十六	九十七	九十八	九十九	一百
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----

四

婦人のための適切な職場施設を有する
事業場について 事業場名一覧表

この一覽表は、この運動のさいに、各郡道庁縣において、女子のための最場施設が比較的どのつてゐる事業場として取覽室から報告されたものについてこれをこのまゝとりまとめたものです。(尚こゝにのせられていない事業場で、よい施設をこのてゐるところもあること、おちいすので、だんだんに精査していきたいとおもいます。)

施設の種類	業種別	事業場名	府縣別	内容
床	食料品工業	清水食料品本社	静岡縣	1、すのこの下を蒸氣パイプが通つており、身体の冷えを防いでいる。
シ	イ	森永製菓株式会社	神奈川縣	2、全作業場の床が板はりである。
リ	イ	日本専売公社	熊本縣	3、全作業場の床が板はりである。
リ	商業及金融工業	横浜地方貯金局	神奈川縣	4、全作業場の床が板はりである。
リ	化学工業	日華ゴム株式会社	福岡縣	5、全作業場の床が板はりである。
リ	紡織工業	日清紡績株式会社	埼玉縣	6、全作業場の床が板はりであり、冬期は湿度、気温が適当で、夏期は冷房装置が設備されている。
枝	化学工業	日華ゴム株式会社	福岡縣	7、腰掛かとのてゐる。
子	化学工業	日華ゴム株式会社	福岡縣	8、各仕事員に一個づつ
シ	紡織工業	東洋紡二股工場株式会社	静岡縣	9、各人の身長、座高にたいして腰掛の高さが調節されてゐる。

子が設備されてある。

食料品工業

新水会日本社工場
味の素株式会社

静岡縣子、作業場内壁に珪藻土構子を設け、
和索川縣、4名の自費、座高にマシした構子を設備して
ある。

商業及金融業

雪虎公社
静岡地方貯金局

静王縣、立業の作業場に構子が設備してある、
和索川縣、各作業場に背のついた珪藻土のよい構子が設
備されてある。

飲用水施設

食料品工業

日本銀行下岡支店
専賣公社

山口縣、全作業場の構子は珪藻土構子である。
飲用水施設がと、のつてある。

便所

化学工業

日華ゴム株式会社
東洋紡二張工場

岡山縣、作業場の入口に飲用水施設が設備されてある。
和索川縣、要所の便所掃除人を雇つてある。

〃

日清紡績株式会社

静岡縣、便所の敷か、基準法に規定されている敷を施え
てもうけられている。

商業及金融業

静岡地方貯金局
松山愛宕局

和索川縣、便所の施設が簡素である、
愛媛縣、便所の隅に小物置棚を設けてある。

紡織工業

日清紡績株式会社

静王縣、作業場毎に洗盆式手洗い洗面施設が設けられ
てある。

(65) 手洗い洗面施設

施設の種別	業種別	事業場	名	内 容
ク	食料品工業	清水食品本社工場	静岡縣	手洗・洗面施設が青紫である。
ク	ク	専売公社	熊本縣	手洗・洗面所が各作業場毎に適切に設置されている。
リ	商業及金融業	駐厘商店千石町工場	東京都	戦後新設され、手洗・洗面施設が、この文で記されている。
ク	化学工業	日本銀行下関支店 日華ゴム株式会社	山口縣 福岡縣	手洗・洗面所に鏡があり、完備されている。 休憩施設が作業場の近くにあり、この文で記されている。
休憩施設	紡織工業	郡更製糸	山梨縣	休憩用の椅子として、安楽椅子式の愛着子が設けられている。
ク	食料品工業	味の素株式会社	神奈川県	休憩所に労働者加、有効に利用できただけの椅子の数にとの文で記されている。
ク	ク	車売公社	熊本縣	休憩所の愛着子、テーブル、喫煙用具、ラッパ等の附属設備が、この文で記されている。
ク	交通通信業	近江電話局	島根縣	休憩所がなく、充分に休憩ができていないとされている。
ク	ク	下関電話局	山口縣	休憩所に背のついた掛心地のよい椅子、ソファ、鏡、電話、図書等の附属設備が、この文で記されている。

リ	休養施設	リ	食料品工業	化学工業	リ	リ	リ	リ	リ
リ	商業及金融業	交通通信業	食料品工業	化学工業	紡織工業	リ	リ	食料品工業	リ
合資電信局	日本銀行下町支店	松江電信局	華南公社	合股レイヨン倉敷工場	郡呉製糸今市工場	東洋紡二俣工場	日精紡織株式会社	味の素株式会社	華南公社
石川縣	山口縣	島根縣	大分縣	岡山縣	島根縣	靜岡縣	埼玉縣	神奈川県	大分縣
ている。	いる。	休養施設かとのつている。	る。	女子専用の休養施設がある。	試料所施設備かとのつている。	ある。	食堂は明るく、清潔である。	衛生的である。	採光、湯水の供給がなされてい
休養所の暖房、換気、採光の面かとのつて	女子専用の休養施設があり、明るく清潔であ	女子専用の休養施設があり、明るく清潔であ	女子専用の休養施設がある。	食堂がガラス張り、外部からの日光を防ぎ、ソファーがあり、ラヂオ、暖房装置、新聞、雑誌等所施設備かとのつている。	建物が高いが明るく清潔であり、食堂のテーブルに椅子がとり附けてあつて、使用に便利である。	食堂は明るく、清潔である。	食堂の洗滌については、煮沸器が設けられ、衛生的である。	食堂に、十分な食卓及び椅子の設備があり、採光、湯水の供給がなされてい	食堂内に冬期は炉火を有し、暖房設備がある

施設の種類	業種別	事業場名	府県別	内容
食事施設	商業及金融業	日本銀行下関支店	山口県	イ、食事施設が、このつてゐる、 イ、充分に利用できると大きなターナル、ヘニロ グ、三列に設けられてゐる ロ、充分に利用出来る掛心窓のよい椅子が設けられてゐる、
交通運賃業	化学工業	越江電話局	島根県	イ、食堂は明るく、広く、清潔で、気持ちよく利用でき る。
更衣施設	紡織工業	日軍工場株式会社	福島県	イ、更衣箱が全部個人別にと、のえられ、一人に 一箱宛設備されてゐる、
更衣施設	紡織工業	東洋紡二俣工場	静岡県	イ、更衣箱が個人別に一人に一箱宛設備されてゐる、
更衣施設	紡織工業	日新紡織株式会社	埼玉県	イ、更衣箱が、一人に一箱宛設備され、更衣所へ 鏡及び、傘立てが設備されてゐる、
更衣施設	食料品工業	味の素株式会社 専売公社	和歌山県 大分県	イ、更衣所は、採光、採風が完備され、更衣箱が 一人に一箱宛設けられ、各自衣を所持してゐる、
更衣施設	食料品工業	森永製菓株式会社	神奈川県	イ、更衣所は女子専用であり、更衣箱が一人に一 箱宛設けられ、送迎手配のため、管理人をお てある。

4	商業及金融業	柱屋商店千石町工場東京都、更長室が完備している
4		横浜地方貯金局、更長箱か一人一戸宛ちうけらねてある
4		日本銀行下町支局、山口縣、飯製ロッカーは、高さが充分あるため、衣服を吊すことかでき、清潔である、
入浴施設	化学工業	日華ゴム株式会社、福岡縣、女子專用の入浴場ニヶ所あり、その中一ヶ所は皮膚病患者の専用のものである、
4	食料品工業	清水食品工場、静岡縣、入浴施設は衛生的である、
4		森永製菓株式会社、神奈川縣、別棟で備えた、女子専用の施設かとのりえりねてある、
4		東京公社、熊本縣、女子専用の入浴施設があり、湯つゆも充分な大きさもあり、清潔である、
授乳施設	商業及金融業 食料品工業	柱屋商店千石町工場東京都、入浴施設が整備さねてある、 東京公社、鹿兒島縣、授乳施設が比較的ところのつてある、

- イ、乳児養にふさわしいだけの量、
ロ、充分の数の布張りかベンチ(二個)
ハ、乳児用のための浴場
ニ、お玉つの洗濯場
ホ、屋外に子供遊び遊む場
ヘ、乳児の看護のため保育一名、助手一名

施設の種別	業種別	事業場名	府県別	内容
授乳施設	食料品工業	専売公社	石川縣	エ、授乳施設が比較的とのつてゐる。 イ、専属の係員二人、（但し係員は汚物の洗濯を行う） ロ、ベツト、ゆりかご、玩具
その他	食料品工業 商業及金融工業	専売公社 貯金局	大分縣	ハ、冬期にはスチームによる暖房設備 ノ、作業場毎に暖房施設おとのえられてゐる、 ス、生理休憩のための施設おとのえられてゐる、

